

## 徳島県情報公開審査会答申第86号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成20年7月10日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、

「別紙審査基準の設定見直しに係る協議、報告、復命書文書

上記件について、局長に報告したむねのわかる文書」

の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、異議申立人が本件請求書に添付した「別紙審査基準」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定に基づき、平成12年8月1日付けで施行されている「港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」（以下「本件審査基準」という。）である。

#### 2 実施機関の決定

平成20年7月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成20年8月1日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成20年8月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりであ

る。

- (1) 実施機関が、本件審査基準の設定において、新しく「⑧水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保できていること」(以下「追加項目」という。)を加えるにあたり、目的や理由を審議した協議記録が無いはずがない。  
また、本件審査基準を県民に知らせる前に、知事や局長に承認を受けた経過事実が無いはずがない。
- (2) 本件審査基準について説明を求めても、実施機関からは未だ説明がない。なぜ、本件審査基準を解りやすく、具体的に説明しないのか。
- (3) 新しい基準は、港湾を利用する者に大きな制限を課すものである。誰かが作為的に追加項目を書き足したとしか思えないので、その事実を知りたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明における実施機関の説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

- (1) 本件審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に併せて平成6年10月1日に設定されたものである。その後全庁的な許認可等に係る審査基準等の見直しに合わせて、平成12年7月28日に改正案が決裁され、同年8月1日より施行されたものである。
- (2) 本件請求で異議申立人が求めている公文書の対象となる協議、報告、復命等については、すべて口頭でなされていることから、記録は作成されていない。  
なお、異議申立人が求めている公文書が仮に作成されていたとしても、徳島県公文書管理規則による保存期間は5年であることから、同規則第9条によりその保存期間が満了した時点で破棄されており、異議申立人が本件請求を行った平成20年7月10日時点において公文書が存在しないのは当然のことである。
- (3) そもそも公有水面は、誰もが自由に使える場所であるため、特定の者が当該海域を排他的に使用するには一定の公共性が必要となる。  
追加項目は、事業の公共性を許可条件とする内容である。確かに、それ以前の審査基準には、文言としては記載されていなかったが、それは当然の条件として求めていたのである。当時の実際の運用においても、許可判断に際して、公共性の有無を審議されていたのが実態であり、当然に付されるべき条件を付したものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則第5条において、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定められている。さらに、徳島県文書規程第8条では、「文書による意思決定は、立案によって行うものとする。」とされ、同規程第9条では、「立案は、立案用紙によってしなければならない。」と定められている。

また、復命書の作成については、徳島県職員服務規程第10条第3項において、職員が出張から帰任したときは、上司の承認を得たときを除き、復命書を作成し提出しなければならない旨が定められている。

しかしながら、通常、協議文書及び報告文書は、協議内容の記録、又は当該協議内容の報告等を行うために作成されるものであると考えられ、当該協議文書及び報告文書自体は意思決定そのものではないと考えられる。よって、一般的に、協議文書及び報告文書については、文書作成義務までは課されていないものと考えられる。なお、本件審査基準の設定に係る意思決定は、別途「立案」により文書化されている。

また、本件審査基準の設定に係る協議について、本庁舎内においてなされている場合、出張中の用務にあらず、上記服務規程による復命書の作成の必要性はないものである。

したがって、実施機関において、本件請求に係る協議・報告・復命の文書を作成していなかったとしても、格別不合理な点があるとまでは認められないと考えられる。

- (2) また、実施機関の説明では、公有水面を排他的に使用するには一定の公共性が必要であるとの考えのもと、港湾区域の占用許可を与える際には、本件審査基準が設定される以前においても、事業の公共性の有無について審議していたとのことである。

そうすると、追加項目は、従前からの審査基準を補完したものとも考えられ、本件審査基準の設定にかかる協議において文書を作成しなかったとする実施機関の説明に、格別不自然な点があるとまではいえないものとする。

なお、当審査会としては、実施機関における方針決定に至る検討経過のうち、実施機関において重要なものと判断されるものについては、基本的にはその都度文書化するように努めるべきであるとする。

- (3) 以上のことにより、本件審査基準の設定に係る協議等の文書が作成されていない以上、対象公文書が不存在であることを理由とする本件処分は、妥当であると認めざるを得ない。

## 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもので

はない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 付言

本件処分の内容等から見て、実施機関からの理由説明書の提出に約9か月もの長期間を要したことについては正当化できるものではなく、不誠実と言わざるを得ない。実施機関におかれては、今後、公開等決定に対する不服申立てについて、迅速かつ的確に対応することを強く望む。

### 第7 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 8月28日	諮問
平成21年 5月22日	実施機関からの理由説明書を受理
6月19日	異議申立人からの意見書を受理
7月24日	審議（第68回審査会）
8月18日	異議申立人からの追加意見書を受理
8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第69回審査会）
9月17日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第70回審査会）
10月16日	審議（第71回審査会）